

被保険者がお亡くなりになった際の手続きについて

被保険者様が亡くなられた場合、健康保険に関する以下のお手続きが必要となります。尚、お手続きの内容は加入状況等により異なる場合があります。

1. 健康保険の資格について

被保険者が死亡された場合、死亡日の翌日に資格喪失となります。

■返却物

- 健康保険組合より交付されているものはご返却ください（該当者のみ）
- ・資格確認書（有効期限内のものすべて）
 - ・高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受療証

■被扶養者の方の手続き

被保険者が亡くなった後、被扶養者の方は健康保険の資格を失います。

以下のいずれかの手続きが必要となります。

- ・国民健康保険への加入
- ・ご家族自身の勤務先で健康保険加入（就職した場合）
- ・他のご家族の扶養に入る

2. 保険料について

資格喪失月の保険料は以下の扱いとなります。

- ・月末まで在籍していない場合：徴収なし
- ・月末時点で資格ありの場合：当月分の保険料が発生

3. 埋葬料（費）について

被保険者により生計を維持されていた方が埋葬された場合、埋葬料（定額：5万円）が支給されます。生計維持関係がない場合は、実際に埋葬を行った方に対し埋葬費（上限5万円）が支給されます。

■主な提出書類

- ・埋葬料（費）支給申請書
- ・死亡診断書の写し または 埋葬許可証の写し
- ・生計維持関係を確認できる書類（必要に応じて）

4. 遺族による給付金の請求（未支給分）

被保険者が亡くなられた時点で、支給が決定していない給付や未払いの給付がある場合、ご遺族様が請求できる場合/必要な場合は健保組合よりご案内いたします。

■請求できる方

民法上の相続人（配偶者・子・親・兄弟姉妹など）

■主な提出書類

- ・各給付金の支給申請書（申請書が必要な場合）
- ・遺族支給申請書・権利承継届
- ・被保険者との続柄が確認できる公的書類（必要に応じて）

■支給決定通知書

被保険者が亡くなられた後、当健保組合からご遺族様へ給付金をお支払いする場合は、「給付金支給決定通知書」を送付いたします。

5. 医療費通知について

健康マイページの「医療費通知」は、資格喪失後も2年間確認可能です。ご遺族様で閲覧権限がなく、「医療費通知」の交付が必要な場合は、健保組合までご連絡ください。

6. お問い合わせ先

古河電工健康保険組合 ☎ 045-311-1463
[ホームページ] <https://www.furukawadenko-kenpo.com>